



# DAIWA だより

第26号 発行：2019年8月 株式会社 ダイワ

## －はじめに－

残暑厳しき折、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、今回の本誌の内容は、神奈川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行及び悪臭防止法についてご紹介いたします。

## 1. 最近の法令の動き

1. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について  
(気水第194号 平成31年1月29日)

### ①改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、土壤汚染を判断する基準として土壤汚染対策法（以下「法」という。）の基準と同様の「土壤の汚染状態の基準」を定め、当該基準を超える場合、汚染された土地として規制の対象としている。国は、法の特定有害物質の見直し等について、中央環境審議会における第3次答申を踏まえ、法の特定有害物質として既に規制されている「シスー1，2－ジクロロエチレン」に「トランスー1，2－ジクロロエチレン」を追加し、「1，2－ジクロロエチレン」とする土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第283号）を平成30年9月28日に公布し、平成31年4月1日付けで施行されました。

この改正を受け、条例規則に定める土壤の汚染状態の基準についても、法との整合性を図るために所要の改正が行われました。

### ②改正の内容

1，2－ジクロロエチレンについては、「シス体に限る。」としていたところ、トランス体と合わせて「1，2－ジクロロエチレン」となりました。

(施行日 平成31年4月1日)

2. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について  
(気水第195号 平成31年3月29日)

### ①改正の背景及び趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日付けで公布され、段階的な施行を経て、平成31年4月1日に全面施行されました。

法改正では、汚染土壤を指定区域外へ搬出する場合、非常災害の応急措置等を除き、同法に規定する汚染土壤処理業者への委託を義務付けたところ、土壤汚染対策法、（以下「法」という。）に定める指定区域間における汚染土壤の使用（法第18条第1項第2号及び第3号）については、特例として委託を不要とすることとされました。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、規則で定める例外措置を除き、汚染土壤を使用した埋立て等を禁止していることから、改正法によって法の下で可能となる汚染土壤を使用した埋立て等を、条例における禁止の対象から除外するとともに、条例施行規則で定める例外措置のうち、法で管理される汚染土壤による埋立て等は、条例本則で例外措置として規定する見直しを図った。

この条例改正に伴い、関係する規定を整備するほか、環境省告示の改正に伴う所要の改正が行われました。

②改正の内容

| 条 項   | 改正内容   |
|---|--|
| 第32条、別表第4<br>排煙規制対象施設<br>からの除外                | <p>土壌汚染対策法の改正により法許可汚染土壌処理施設の種<br/>類が追加された（自然由来等土壌利用施設（処理業省令第1<br/>条第5号））。</p> <p>当該施設は、土木構造物等として利用される施設であり、<br/>大気汚染物質を排出する構造を持たないことから、処理設備<br/>及び測定設備に係る許可基準はない。</p> <p>これを踏まえて、当該処理施設を条例規則の対象から除外<br/>することとして規定する。</p>   |
| 第48条の7<br>見出し及び本文<br>埋立禁止の例外に<br>係る規定の整備      | <p>禁止の例外とする埋立て等の目的（措置、処理又は保管の<br/>ため）が明確となるよう、条文の見直しを改めるとともに、<br/>同条で引用する条例規定「条例第58条の3第1項ただし<br/>書」を「条例第58条の3第1項第4号」に改める。</p> <p>また、法で管理される汚染土壌による埋立て等を条<br/>例に規定したことから、このほか、条例規定の適用を除外す<br/>るものとして、規則各号において適切な措置が講じられた埋<br/>立て等を規定する。</p> <p>(1) 特定有害物質等の飛散等の防止措置を講じた埋立て等<br/>(2) 指定施設（条例許可施設）における一時的な堆積<br/>(3) 特定有害物質等の飛散等の防止措置が講じられた一時<br/>的な堆積<br/>(4) 汚染された土地を含む一連の敷地内における一時的な<br/>堆積<br/>(5) 汚染された土地内で行う汚染土壌の埋め戻し</p> |
| 別表第9及び第10<br>（規則第33条関係）<br>環境省告示改正に<br>伴う規則改正 | <p>条例で規定する水質汚濁の防止に関する規制物質に係る測<br/>定方法は、JIS 又は環境省が告示で定める検定方法を引用して<br/>いる。</p> <p>JIS 及び環境省告示の改正に伴い、条例で引用する測定方法に<br/>ついて整合するよう改める。</p> <p>なお、規定に当たっては、これまでの JIS 表記の引用では<br/>なく、「環境省の検定方法（告示）による」ことを明記する。</p>   |
| 別表第17<br>（規則第93条の2関係）<br>環境省告示改正に<br>伴う規則改正   | <p>条例で規定する環境汚染原因物質の基準値及び測定方法は、<br/>JIS 又は環境省の告示で定められている検定方法を引用して<br/>いる。</p> <p>JIS 及び環境省告示の改正に伴い、条例で引用する測定方法に<br/>ついて整合するよう改める。</p>   |

（施行日 平成31年4月1日。ただし、別表第9、別表第10及び別表第17の  
改正規定は公布の日とします。）

ちょっとひと休み（答え）

問1：箸 ， 問2：スピード ， 問3：人口が多いから ， 問4：黒い犬（黒+犬=黙る） ， 問5：海苔（のり）海藻だから

3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について  
(気水第56号 令和元年6月28日)

①改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けているが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定基準を定めています。

国では、令和元年6月30日に適用期限を迎えるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準について見直しを行い、適用期限を令和元年7月1日から3年間について延長する等の改正を行ったことから、条例の暫定基準についても、水濁法に合わせて改正を行うことになりました。

②改正の内容

電気めっき業又は温泉を利用する事業所におけるほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の排水に係る暫定基準について、現行の基準を継続します。  
また、これらの暫定基準の適用は、施行日から3年間となりました。

③留意事項

今回現行の基準を継続した業種は、処理技術の実用化には期間を要すると見込まれ、国の見直しにおいても現行の暫定基準のまま期間が延長されたことから、水濁法との整合を図り、現行の暫定基準を3年間延長したものであるが、3年後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等を継続するものとなっています。

(施行日 令和元年7月1日)

2. 悪臭防止法について（環境省 リーフレットより抜粋）

### 悪臭問題は古くて新しい問題です

最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、飲食店などサービス業からのいわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が急激に増加しています。悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められています。

この背景には、これまで気にしていなかった「ものを増やすにおい」や「食べ物を調理するときに出るにおい」をくさいと感じるなど、人々のおいに対する意識がより敏感になってきたことが考えられます。

なお、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により野外焼却は原則として禁止されていますので、ご注意ください。

苦情件数の推移 (昭和50年度～平成29年度)

### 悪臭防止法の概要

悪臭は悪臭防止法によって規制されています。悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭が発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

**規制対象**  
規制地域内のすべての工場・事業場が対象  
規制地域は都道府県知事、市及び特別区の長が指定します。

**規制方法**

- 特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度
- 臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）

都道府県知事、市及び特別区の長が指定する場合は、どちらかの規制手法により「3つの規制基準」を設定します。敷地境界線上の規制基準（1号基準）の範囲は臭気指数2.5～3.5の間で定められています。

| 臭気指数 | 規制の目安             |
|------|-------------------|
| 0    | 無臭                |
| 1    | やっと嗅覚できるにおい       |
| 2    | 臭いにおいであるがわかる範囲におい |
| 3    | 常に嗅覚できるにおい        |
| 4    | 強いにおい             |
| 5    | 臭いにおい             |

**調査**  
報告徴収・立入検査・悪臭の測定  
住民の生活環境が損なわれていると認められる場合に市町村及び特別区の長が実施します。特定悪臭物質の濃度の測定は環境計量士に、臭気指数の測定は臭気測定士（臭気測定従事者）に委託することができます。

**行政措置**  
改善勧告、改善命令はともに市町村及び特別区の長が実施します。命令に違反した者には罰則が科せられます。

**事故時の措置**  
規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故が発生があった場合、直ちに市町村及び特別区の長に通報し、応急措置を講じる等の義務があります。また、市町村及び特別区の長は事故時の状況に応じた急措置命令を発することができます。

**国民の責務**  
事業者や国民には、近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努める責務があります。

規制地域や規制基準については、最寄りの都道府県や市町村にお問い合わせください。

**「悪臭」とは何でしょうか？**  
「悪臭」とは、人が感じるいやなにおい、不快なにおいの総称です。一般的に、いいにおいと思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においには個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいとして感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。よく事業者は自社からのにおいに慣れ慣れてしまっているため、そのにおいで困っている人がいることに気づきませんが、迷惑だと感じる人がいれば、そのにおいは「悪臭」なのです。

